

「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令案に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

【提出意見： 1件】

意見提出者	意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
無記名	倍数を二にすることは、債務超過を認めることになるのか。そうであれば、反対である。	今般の改正は、機構が債務超過に陥ることがないと認められる範囲で、機構の資金需要を満たせるように株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を引き上げるものです。	なし